

議案第 57 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(つくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成29年つくばみらい市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項第2号中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) つくばみらい市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(つくばみらい市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(つくばみらい市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第14条の表第7条第9項の項を削り、同表第16条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 つくばみらい市職員の給与に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第9項」を「前項」に改め、同項を同条第9項とする。

第8条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第8条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第16条第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「料金（以下）の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び第3項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第28条第2項中「第13条から第15条まで」を「第7条第2項から第9項まで並

びに第13条、第14条及び第15条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

1.1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1.2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) つくばみらい市職員の定年等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) つくばみらい市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

1.3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職

務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

（つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（つくばみらい市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第8条 つくばみらい市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

3 つくばみらい市職員の給与に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第34号）附則第11項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意

に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(つくばみらい市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 つくばみらい市職員の再任用に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第20号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(つくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員に対する第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。）」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員に対する第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第2号中「非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。）」とあるのは、「非常勤職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条

の規定による改正後のつくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項並びに第18条の規定を適用する。

(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつくばみらい市職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつくばみらい市職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後のつくばみらい市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第16条第2項及び第21条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第29条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 つくばみらい市職員の給与に関する条例第7条第2項及び第5項から第8項まで、第13条、第14条並びに第15条並びに新給与条例第7条第3項、第4項及び第9項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第11項から第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過

措置)

第6条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後のつくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条の規定を適用する。

令和4年11月25日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を定めるもののほか、関係する条例の規定を整備するものです。

つくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成29年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>つくばみらい市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項 _____ の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員 _____</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

## つくばみらい市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第1号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(i)～(10) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

つくばみらい市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくばみらい市条例第36号)第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下_____給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年つくばみらい市条例第36号)第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。_____</p>

## つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第24号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間に月1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める</u>職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間に月1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1</p>

週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間

週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間

勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

勤務職員等及び再任用短時間勤務職員\_\_\_\_\_にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員\_\_\_\_\_を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
第16条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

## 附 則

(給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「1)とする」とあるのは、「1)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(削る)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第7条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする。
第16条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

## 附 則

(新設)

(給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

- 4 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員に対する給与条例附則第11項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で

(削る)

除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」とする。

- 5 給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第19条の規定の適用については、同条中「第25条」とあるのは「附則第13項」とする。

## つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>9 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(定年前提任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第8条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>10 第5項から第9項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第8条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を</p>

前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下\_\_\_\_\_「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下\_\_\_\_\_「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第3項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)  
ア～ス (略)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下\_\_\_\_\_「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下\_\_\_\_\_「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員\_\_\_\_\_のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)  
ア～ス (略)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇

月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万

月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下 \_\_\_\_\_ 「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下 \_\_\_\_\_ 同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下 \_\_\_\_\_ 「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万

円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)

(2) (略)

4～8 (略)

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤

円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)

(2) (略)

4～8 (略)

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤

務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第21条から第23条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第7条第2項から第9項まで並びに第13条、第14条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第21条から第23条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第13条から第15条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用につい



3～5 (略)

附 則

11. 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に10分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
12. 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) つくばみらい市職員の定年等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第19号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) つくばみらい市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
13. 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一

3～5 (略)

附 則

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(新設)

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を

(新設)









83	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
84	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
94		(略)	(略)			
95		(略)	(略)			
96		(略)	(略)			
97		(略)	(略)			
98		(略)	(略)			
99		(略)	(略)			
100		(略)	(略)			
101		(略)	(略)			
102		(略)	(略)			
103		(略)	(略)			
104		(略)	(略)			
105		(略)	(略)			
106		(略)	(略)			
107		(略)	(略)			

83	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
84	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
87	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
94		(略)	(略)			
95		(略)	(略)			
96		(略)	(略)			
97		(略)	(略)			
98		(略)	(略)			
99		(略)	(略)			
100		(略)	(略)			
101		(略)	(略)			
102		(略)	(略)			
103		(略)	(略)			
104		(略)	(略)			
105		(略)	(略)			
106		(略)	(略)			
107		(略)	(略)			

108	(略)	(略)						108	(略)	(略)					
109	(略)	(略)						109	(略)	(略)					
110	(略)	(略)						110	(略)	(略)					
111	(略)	(略)						111	(略)	(略)					
112	(略)	(略)						112	(略)	(略)					
113	(略)	(略)						113	(略)	(略)					
114	(略)							114	(略)						
115	(略)							115	(略)						
116	(略)							116	(略)						
117	(略)							117	(略)						
118	(略)							118	(略)						
119	(略)							119	(略)						
120	(略)							120	(略)						
121	(略)							121	(略)						
122	(略)							122	(略)						
123	(略)							123	(略)						
124	(略)							124	(略)						
125	(略)							125	(略)						
定年前再任用短時間勤務員	基準給料月額	再任用職員	(新設)												
	円	円	円	円	円	円	円		(新設)						
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 (略)

備考 (略)

つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第129号)新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の20</u>を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条、第6条及び第7条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の18</u>を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(再任用職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条、第6条及び第7条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

## つくばみらい市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第18号)新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>(降給に関する経過措置)</p> <p>3 つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)附則第11項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</p> <p>4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び<u>休職</u>の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>